

飼養衛生管理基準(牛, めん羊, 山羊)が改正されました

令和2年10月1日より, 改正された新たな飼養衛生管理基準(牛, めん羊, 山羊)が施行されています(下記2及び5については猶予期間あり)。

基準の確認および遵守をお願いします。

改正のポイント

1 家畜の所有者の責務を新設

- 家畜の所有者が本基準に規定された取組を確実に実施するよう義務化

2 飼養衛生管理マニュアルの作成並びに従業員及び関係者への周知徹底を新設

- 農家ごとに必要な防疫体制の内容を示す「飼養衛生管理マニュアル」を作成(施行: R4年2月~) 農林水産省が公表しているマニュアルのひな形等を参考に, マニュアルを作成してください。

飼養衛生マニュアル 例

検索

3 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置を新設

- 野生動物に口蹄疫等の感染が確認された場合, 当該地域を「大臣指定地域」に指定し, 必要な措置を追加
 - ▶ 当日に他の畜産関係施設及び大臣指定地域に立ち入った者, 並びに過去一週間以内の海外渡航者等は衛生管理区域に立ち入らせない(獣医師, 飼料運搬業者等を除く)
 - ▶ 大臣指定地域で収穫された農作物等を飼料, 敷料等に利用する場合は家畜保健衛生所の助言を求め指導に従う

4 衛生管理区域の考え方を明確化

- 衛生管理区域とそれ以外の区域を明確に区分, 出入口の数を必要最低限とし, 家畜, 資材等の入出場の場所は可能な限りその境界に位置するよう設定

5 放牧制限の準備を新設

- 放牧の制限等があった場合に, 家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講ずること(施行: R3年10月~)

6 衛生管理区域での猫等の愛玩動物の持ち込み及び飼養禁止を新設

7 更衣及び車両の乗降の際の交差汚染防止措置を追加

- 衛生管理区域に車両を入れる場合に, 当該農場専用のフロアマット等の使用により交差汚染を防止する措置が必要

8 畜舎入口における靴の消毒による方法に加え, 専用の靴に履き替える方法を追加

9 ねずみ及び害虫の駆除を行うために必要な措置(殺そ剤等)を新設

10 衛生管理区域の整理整頓及び消毒の実施を新設

11 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等の実施を新設



飼養衛生管理基準の改正に伴い、 チェック表の内容が大幅に変わりました。

昨年までの飼養衛生管理基準の遵守状況のチェック表と比較して、項目数が増加しています。また、「いいえ」と回答した項目については、今後の改善方針の記載が必要です。

今回の提出は、変更後初めての自己点検ですので、わかる範囲で結構ですが、少なくとも「はい」「いいえ」で答えられるところについては、○をつけて提出していただきますよう、よろしくお願いします。

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止		
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	☒ いいえ
記入例		
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針） 早急に畜舎に消毒スプレーを設置し、消毒を実施します		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
当てはまるところに○をつけ、必要事項を記載してください。		
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒		
●畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着用させている又は靴の消毒をさせている。	☒ はい	☐ いいえ
記入欄（はいの場合） 従業員用： ☒ 専用靴 ブーツカバー ☒ 踏込消毒槽 その他（ ） 来場者用： ☒ 専用靴 ブーツカバー ☒ 踏込消毒槽 その他（ ）		
●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	☒ はい	☐ いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

ご不明な点がありましたら、家畜保健衛生所まで、お問い合わせください。

<連絡先>

西部家畜保健衛生所

吉野川庁舎 : 0883-24-2029

東みよし庁舎 : 0883-82-2397